厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

資料３

第２回　東京の雇用就業を考える有識者会議

参考資料

令和８年１０月１３日
厚生労働省 東京労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

「第12次職業能力開発基本計画」について（厚生労働省）

■【職業能力開発基本計画】の策定（厚生労働省）

「職業能力開発基本計画」とは、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第５条第１項の規定に基づき、職業訓練や職業能力評価など、職業能力の開発に関する基本となるべき計画を厚生労働大臣が策定するもの。

令和８年度から令和１２年度までの５年間にわたる職業能力開発の基本方針として
「第１２次職業能力開発基本計画」を策定。

【第12次職業能力開発基本計画のポイント】

職業能力開発の今後の方向性として以下の6項目を示す

① 今後求められるスキルの変化に対応した戦略的な職業能力開発支援の推進

産業界や地域、成長分野等において求められる人材ニーズを的確に把握し、デジタル技術の進展等経済社会の動きを考慮しつつ、効果的な職業能力開発を推進する。

【厚生労働省や労働局で実施する主な具体的施策】
・地域の人材ニーズ等を踏まえた訓練機会の創出
・成長分野等における教育訓練給付金の指定講座の拡大
・ハローワークでのキャリコンサルティング、能力向上、職業紹介までの切れ目ない支援

② 労働市場でのスキル等の見える化の促進

労働市場の需給調整機能を高め、職務に必要となるスキル等の情報や企業の職業能力開発の情報の「見える化」を進めることで、人材育成の取組や処遇向上等を図ることができる基盤を整備する。

【厚生労働省や労働局で実施する主な具体的施策】
・「職業情報提供サイト（job tag）」の一層の充実
・訓練で得られたスキルの「見える化」（訓練と職業能力評価制度や資格をつなげるなど）

「第12次職業能力開発基本計画」について（厚生労働省）

【第12次職業能力開発基本計画のポイント】

職業能力開発の今後の方向性として以下の6項目を示す

③ 個人のキャリア形成と職業能力開発支援の充実

労働者個人が労働市場や会社の状況、自分の能力を適切に把握し、キャリアの目標を定め自律的に能力開発を行うことができるよう、キャリア形成の伴走支援や個人の能力開発支援の環境を整備する。

【厚生労働省や労働局で実施する主な具体的施策】
・労働者の多様なニーズに対応できるようキャリアコンサルタントの育成・確保
・労働者が教育訓練に専念できるよう人材開発支援助成金の活用による教育訓練休暇制度の導入支援

④ 企業の職業能力開発への支援の充実

企業の職業能力開発機会を充実させるとともに、能力開発の成果を労働生産性の向上に結び付ける人事制度等の仕組みの整備や、DXを推進する人材の育成、中小企業の能力開発の支援等を推進する。

【厚生労働省や労働局で実施する主な具体的施策】
・DX人材の育成や労働者全体のデジタルリテラシーの向上支援（公的職業訓練、人材開発支援助成金等）

⑤ 多様な労働者の能力発揮に向けた職業能力開発の推進

多様な労働者(非正規雇用労働者、中高年労働者、若者、女性、障害者、就職やキャリアアップに特別な支援を要する者、外国人、現場人材) の職業能力開発に係る支援を実施する。

【厚生労働省や労働局で実施する主な具体的施策】
・若者のキャリア形成を支援するためハローワーク等におけるキャリアコンサルティング機会の確保

⑥ 技能五輪国際大会を契機とした技能の振興

技能労働者の人材育成の取組や技能五輪国際大会を契機とした技能尊重の機運醸成等を図る。

東京労働局・ハローワークにおける職業能力開発について

■**東京労働局・ハローワーク**においては、求職者に対する職業訓練による就職支援や、人材育成に取り組む事業主に対する助成金等を通じて、円滑な労働力移動を図っている。

【求職者（主に離職者）】

「公的職業訓練」の受講あっせん

職業に必要な技能・知識を習得する訓練機会の提供

【労働者（個人）】

「教育訓練給付金」

労働者の主体的な学びへの給付金の支給

【労働者（企業内）】

「人材開発支援助成金」

人材育成に取り組む事業主向けの助成金

「リスキリング等に関するキャリアカウンセリング」の実施

公的職業訓練や教育訓練給付金対象講座の受講にあたり、キャリアカウンセリングを実施（キャリア形成・リスキリング推進事業 ※）

※「キャリア形成・リスキリング推進事業」とは、厚生労働省の委託事業で、各ハローワークにキャリアコンサルタントを配置し、職業訓練受講希望者や、転職も視野に入れて今後のキャリアについて考えたい在職者や求職者等を対象に、自身の職業に関する知識・スキルや経験を整理し、今後のキャリアプランの作成支援を実施するもの。

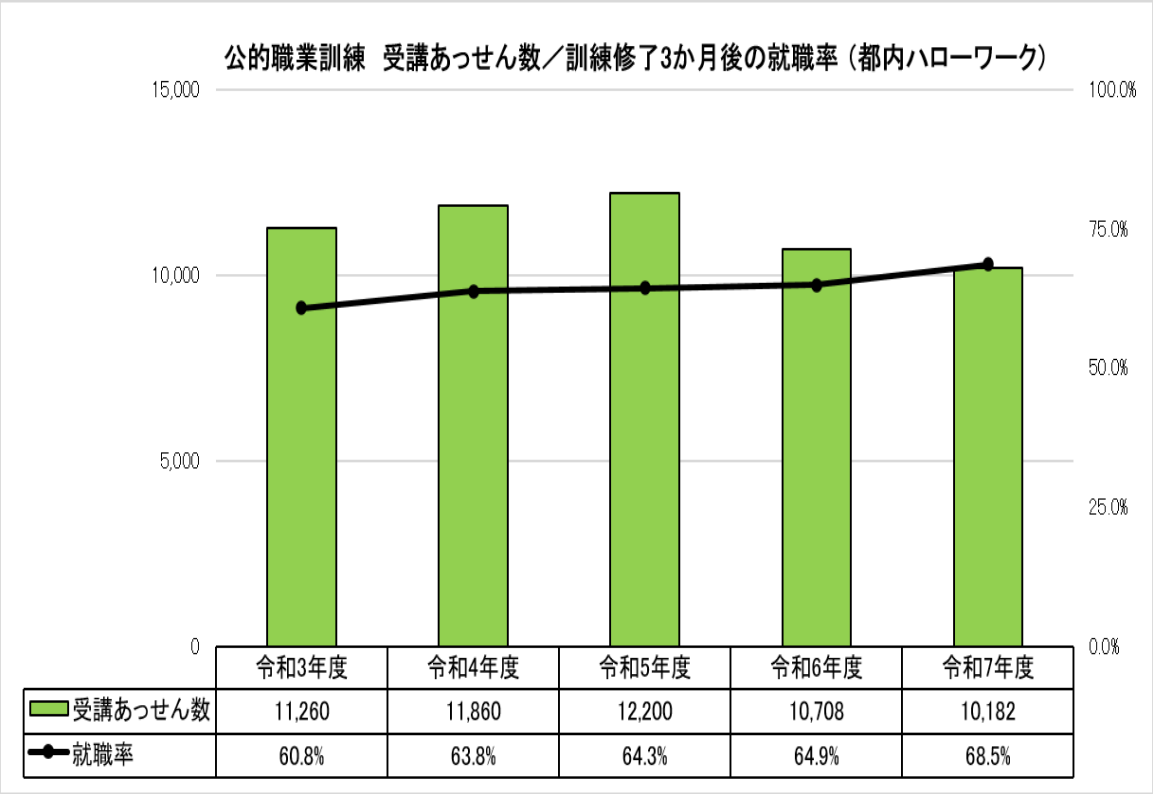
公的職業訓練の受講あっせんについて

■離職者に対する公的職業訓練（ハロートレーニング）

「受講あっせん」とは、公共職業安定所長が職業訓練を受けることが適職に就くために必要と認める者に対して、訓練の受講を指示・推薦すること。

あっせんの対象となる訓練は、主に雇用保険受給者を対象とした「公共職業訓練」と、雇用保険を受給できない方を対象とした「求職者支援訓練」などがある。

ハロートレーニング
急がば学べ



	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受講あっせん数	11,260	11,860	12,200	10,708	10,182
就職率	60.8%	63.8%	64.3%	64.9%	68.5%

訓練種別	公共職業訓練		求職者支援訓練
	施設内訓練	委託訓練	
訓練実施機関	東京都職業能力開発センター・校	民間教育訓練機関等（東京都委託）	民間教育訓練機関等（厚生労働大臣の認定）
訓練期間	概ね２ヶ月～２年		２～６ヶ月
給付金	雇用保険法に基づく各種手当（基本手当の延長給付、受講手当、通所手当）		職業訓練受講給付金（月１０万円＋通所手当）

（参考）公的職業訓練（ハロートレーニング）について

■離職者に対する公的職業訓練の令和８年度計画数（東京）

※「令和8年度　東京都地域職業訓練実施計画」より抜粋

【公共職業訓練】	定員
施設内訓練	2,910人
介護・医療・福祉分野	470人
農業分野	160人
旅行・観光分野	80人
製造分野	830人
建設関連分野	350人
その他分野	1,020人



【公共職業訓練】	定員
委託訓練	11,115人
IT分野	1,878人
営業・販売・事務分野	4,663人
医療事務分野	776人
介護・医療・福祉分野	1,390人
旅行・観光分野	373人
デザイン分野	1,464人
製造分野	128人
理容・美容関連分野	82人
その他分野	361人

【求職者支援訓練】	定員
基礎コース	700人
実践コース	6,337人
デジタル系	3,802人
ＩＴ	2,218人
ＷＥＢデザイン	1,584人
介護系	634人
営業・販売・事務	1,584人
その他	317人



※「東京都地域職業訓練実施計画」とは、東京都地域職業能力開発促進協議会（以下、地域協議会という。）において策定する公的職業訓練の実施に係る年度計画のこと。

※地域協議会とは、東京労働局、東京都を設置主体として、JEED東京支部、職業訓練実施者、労働者団体、事業主団体、学識経験者等を構成員として地域の人材ニーズを反映した訓練コースの設定及び訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善検討を行うもの。

教育訓練給付金について

■教育訓練給付金

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度。
対象となる教育訓練は、目的に応じて３種類（専門実践、特定一般、一般）あり、それぞれ給付率が異なる。
なお、令和６年10月から、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しを支援するため、給付率の引き上げ（専門実践、特定一般）が行われた。

	専門実践教育訓練給付金 中長期的なキャリア形成に資する教育訓練を対象	**特定一般教育訓練給付金** 速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象	**一般教育訓練給付金** 左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象
給付内容	・受講費用の50%（上限年間40万円）（６ヶ月ごとに支給） ・追加給付①：1年以内に資格取得・就職等 ⇒受講費用の20%（上限年間16万円） ・追加給付②：訓練前後で賃金が５%以上上昇 ⇒受講費用の10%（上限年間８万円）	・受講費用の40%（上限20万円） ・追加給付：1年以内に資格取得・就職等 ⇒受講費用の10%（上限５万円）	・受講費用の20%（上限10万円）
講座数	3,488講座(R8年4月時点)	1,424講座(R8年4月時点)	12,352講座（R7年10月時点）
受給者数の多い講座の例	・キャリアコンサルタント ・介護福祉士 ・社会福祉士	・介護支援専門員、介護職員初任者研修 ・職業実践力育成プログラム	・大型自動車第一種免許 ・フォークリフト運転技能講習 ・建築士
受給者数(R7年度)	全国計：100,333人 東　京：　19,069人	全国計：7,941人 東　京：　972人	全国計：70,510人 東　京：10,216人

※専門実践教育訓練給付金は６月ごとに支給している。専門実践教育訓練給付金の受給者数は令和７年度中に支給を受けた延べ人数。

教育訓練給付金について ＜参考＞指定講座のカリキュラム（例）

	専門実践教育訓練給付金	特定一般教育訓練給付金	一般教育訓練給付金
カリキュラム	キャリアコンサルタント	介護支援専門員実務研修	大型自動車免許（普通免許所持）コース
	講座期間：４ヶ月	講座期間：６ヶ月	講座期間：１ヶ月
	学習目標 キャリアコンサルタント資格の取得	学習目標 介護支援専門員の養成	学習目標 大型自動車第一種免許の取得
	・キャリアに関する理論 ・カウンセリングに関する理論 ・企業におけるキャリア形成支援の知識 ・個人の多様な特性の理解 ・キャリアコンサルタントとしての倫理と姿勢 ・相談課程において必要な技能（演習）	・マネジメントに係る法令等の理解 ・ケアマネジメントのプロセス ・自立支援のためのケアマネジメントの基本 ・アセスメント及びニーズ把握の方法 ・居宅サービス計画等の作成 ・サービス担当者会議の意義及び進め方 ・介護支援専門員に求められるマネジメント（チームマネジメント） ・ケアマネジメントの基礎技術に関する実習 ・ケアマネジメントの展開 ・アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習	・大型自動車第一種免許に係る技能 ・大型自動車第一種免許に係る学科 ・運転適性検査

教育訓練給付金について
＜参考＞教育訓練給付金の講座指定の対象となる主な資格・試験など

専門実践教育訓練給付金　特定一般教育訓練給付金　一般教育訓練給付金

輸送・機械運転関係
- 大型自動車第一種・第二種免許
- 中型自動車第一種・第二種免許
- 大型特殊自動車免許
- 準中型自動車第一種免許
- 普通自動車第二種免許
- フォークリフト運転技能講習
- けん引免許
- 車両系建設機械運転・玉掛・小型移動式クレーン・高所作業車運転・床上操作式クレーン・不整地運搬車運転技能講習
- 移動式クレーン運転士免許
- クレーン・デリック運転士免許
- 一等無人航空機操縦士

情報関係
- 第四次産業革命スキル習得講座
- ITSSレベル３以上の資格取得を目指す講座（シスコ技術者認定資格等）
- ITSSレベル２の資格取得を目指す講座（基本情報技術者試験等）
- ITパスポート
- Webクリエイター能力認定試験
- Illustratorクリエイター能力認定試験
- CAD利用技術者試験

専門的サービス関係
- キャリアコンサルタント
- 社会保険労務士試験
- ファイナンシャル・プランニング技能検定試験
- 行政書士、税理士
- 通関士、マンション管理士試験
- 司法書士、弁理士
- 気象予報士試験
- 土地家屋調査士
- 中小企業診断士試験
- 司書・司書補
- 産業カウンセラー試験
- 公認内部監査人認定試験

事務関係
- 登録日本語教員
- Microsoft Office Specialist 365
- VBAエキスパート
- 簿記検定試験（日商簿記）
- 日本語教員、IELTS
- 日本語教育能力検定試験
- 実用英語技能検定（英検）
- TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT
- 中国語検定試験
- HSK漢語水平考試
- 「ハングル」能力検定
- 建設業経理検定

医療・社会福祉・保健衛生関係
- 介護福祉士（介護福祉士実務者研修を含む）
- 社会福祉士
- 保育士
- 看護師、准看護師、助産師
- 精神保健福祉士、はり師
- 柔道整復師、歯科衛生士
- 歯科技工士、理学療法士
- 作業療法士、言語聴覚士
- 栄養士、管理栄養士
- 保健師、美容師、理容師
- あん摩マッサージ指圧師
- きゅう師、臨床工学技士
- 視能訓練士
- 臨床検査技師
- 主任介護支援専門員研修
- 介護支援専門員実務研修
- 介護職員初任者研修
- 特定行為研修
- 喀痰吸引等研修
- 福祉用具専門相談員
- 登録販売者
- 衛生管理者免許試験
- 医療事務技能審査試験
- 医療事務認定実務者（Ｒ）試験
- 調剤薬局事務検定試験
- 健康管理士一般指導員資格認定試験
- メンタルヘルス・マネジメント検定試験

営業・販売関係
- 調理師
- 宅地建物取引士資格試験
- インテリアコーディネーター
- パーソナルカラリスト検定
- ソムリエ呼称資格認定試験
- 国内旅行業務取扱管理者試験

技術関係
- 測量士補、電気工事士
- 航空運航整備士
- 自動車整備士
- 海技士
- 電気主任技術者試験
- 建築士
- 技術士
- 土木施工管理技術検定
- 建築施工管理技術検定
- 管工事施工管理技術検定
- 電気通信工事担任者試験

製造関係
- 製菓衛生師
- パン製造技能検定試験

大学・専門学校等の講座関係
- 職業実践専門課程（商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など）
- 職業実践力育成プログラム（保健、社会科学、工学・工業など）
- キャリア形成促進プログラム（医療、文化教養、商業実務関係）
- 専門職学位（ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院など）
- 短時間の職業実践力育成プログラム（人文科学・人文）
- 短時間のキャリア形成促進プログラム（文化教養関係）
- 修士・博士
- 履修証明
- 科目等履修生

人材開発支援助成金について

■人材開発支援助成金とは

事業主等が雇用する労働者に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等の制度を導入し、その制度を労働者に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

「人材育成支援コース」、「教育訓練休暇等付与コース」、「建設労働者認定訓練コース」、「建設労働者技能実習コース」、「人への投資促進コース」及び「事業展開等リスキリング支援コース」の6つのコースが設定されている。

東京労働局における申請受理件数

		6年度	7年度
人材開発支援助成金		16,440件	19,711件
内訳	人材育成支援コース	9,666件	10,081件
	教育訓練休暇等付与コース	47件	40件
	建設労働者認定訓練コース / 建設労働者技能実習コース	3,247件	3,441件
	人への投資促進コース	851件	648件
	事業展開等リスキリング支援コース	2,629件	5,501件

コース		人材育成支援コース			教育訓練休暇等付与コース	建設労働者認定訓練コース	建設労働者技能実習コース	人への投資促進コース					事業展開等リスキリング支援コース
対象の訓練		人材育成訓練	認定実習併用職業訓練	有期実習型訓練	教育訓練休暇制度	建設関連の認定職業訓練または指導員訓練	建設労働者の技能の向上のための訓練（技能実習）	高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練	情報技術分野認定実習併用職業訓練	定額制訓練	自発的職業能力開発訓練	長期教育訓練休暇制度／教育訓練短時間勤務等制度	事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練
賃金助成	中小	1人あたり　800円/1h			定額助成300,000円	1人あたり3,800円/日	1人あたり8,550~9,550円/日	1人あたり　1,000円/1h					1人あたり　1,000円/1h
	中小以外	1人あたり　400円/1h						1人あたり　500円/1h					1人あたり　500円/1h
経費助成	中小	45%~70%				1/6	技能実習の実施に要した費用のうち一定の割合	75%					75%
	中小以外	30%~45%						60%					60%
その他		・訓練終了後、賃金を5%増額させた場合等の加算あり ・条件によりOJT実施助成あり			・訓練終了後、賃金を5%増額させた場合等の加算あり			・訓練終了後、賃金を5%増額させた場合等の加算あり ・条件によりOJT実施助成あり					・設備投資加算あり(50%)
1事業所1年度あたりの助成限度額		1,000万円			1事業所1回まで	1,000万円	1,000万円	成長分野等人材訓練1,000万円 / 成長分野等人材訓練以外2,500万円					1億円

人材開発支援助成金の活用について

人材育成支援コース

事業主が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための訓練に対する経費助成等

活用例

タクシー事業を営む会社において、新たに採用した従業員を対象に**普通自動車第二種免許取得のための訓練**を受講させた。教習所での学科・技能講習を通じて旅客輸送に必要な資格を取得。訓練修了後は乗務員として配置され、**人材確保と安定的な輸送サービスの提供につながった。**訓練の受講にあたっては人材開発支援助成金（人材育成支援コース）を活用した。

人への投資促進コース

「人への投資」を加速するため、国民からのご提案を形にした訓練コース
※令和４～８年度の期間限定助成

情報技術分野認定実習併用訓練

IT分野未経験者の即戦力化のためOFF-JTとOJTを組み合わせた訓練（訓練対象：IT分野関連）※厚生労働大臣の認定を受けた実習併用職業訓練が対象

活用例

未経験者を即戦力として育成するため、従業員が外部教育訓練機関で**スマート端末向けアプリ開発に必要なプログラミング等の講座**を受講し、ITSSレベル2相当の資格取得を目指した。訓練費用や資格試験費用に人材開発支援助成金を活用するとともに、**OJTで実際のシステム開発業務に従事。**訓練で習得した知識・技能を実務に活かすことで、未経験者がシステムエンジニアとして必要な技術を身につけ、**一人前のSEとして活躍できるようになった。**

建設労働者認定訓練コース

建設業における労働者の育成及び技能継承を図るため、建設業に関連する認定職業訓練または指導員訓練の実施に対する経費助成等

活用例

建設業を営む会社において、将来の中核技能者を育成するため、若手社員を**認定職業訓練校が実施する建築大工訓練**に参加させた。木材加工や施工方法、図面の読み方など、現場で必要となる知識と技能を体系的に習得したことで、**施工品質の向上につながった。**また、ベテラン技能者からの技術継承も円滑に進み、**技能者不足への対応にも役立っている。**訓練の実施にあたっては人材開発支援助成金（人材育成支援コース・建設労働者認定訓練コース）を活用した。

事業展開等リスキリング支援コース

企業内のデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練　※令和４～８年度の期間限定助成

活用例

食品製造部門において、温度管理の記録を手書きからデジタル化し、業務効率化を推進。従業員が外部教育訓練機関で**IoT技術に関する訓練**を受講し、その費用に人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）を活用。訓練で習得した知識・技能を基に温度データの自動計測・自動記録を実現し、**業務の省力化と品質管理の向上につなげた。**

※IoT技術･･･様々な機器や設備をインターネットにつなぎ、データを収集・活用する技術